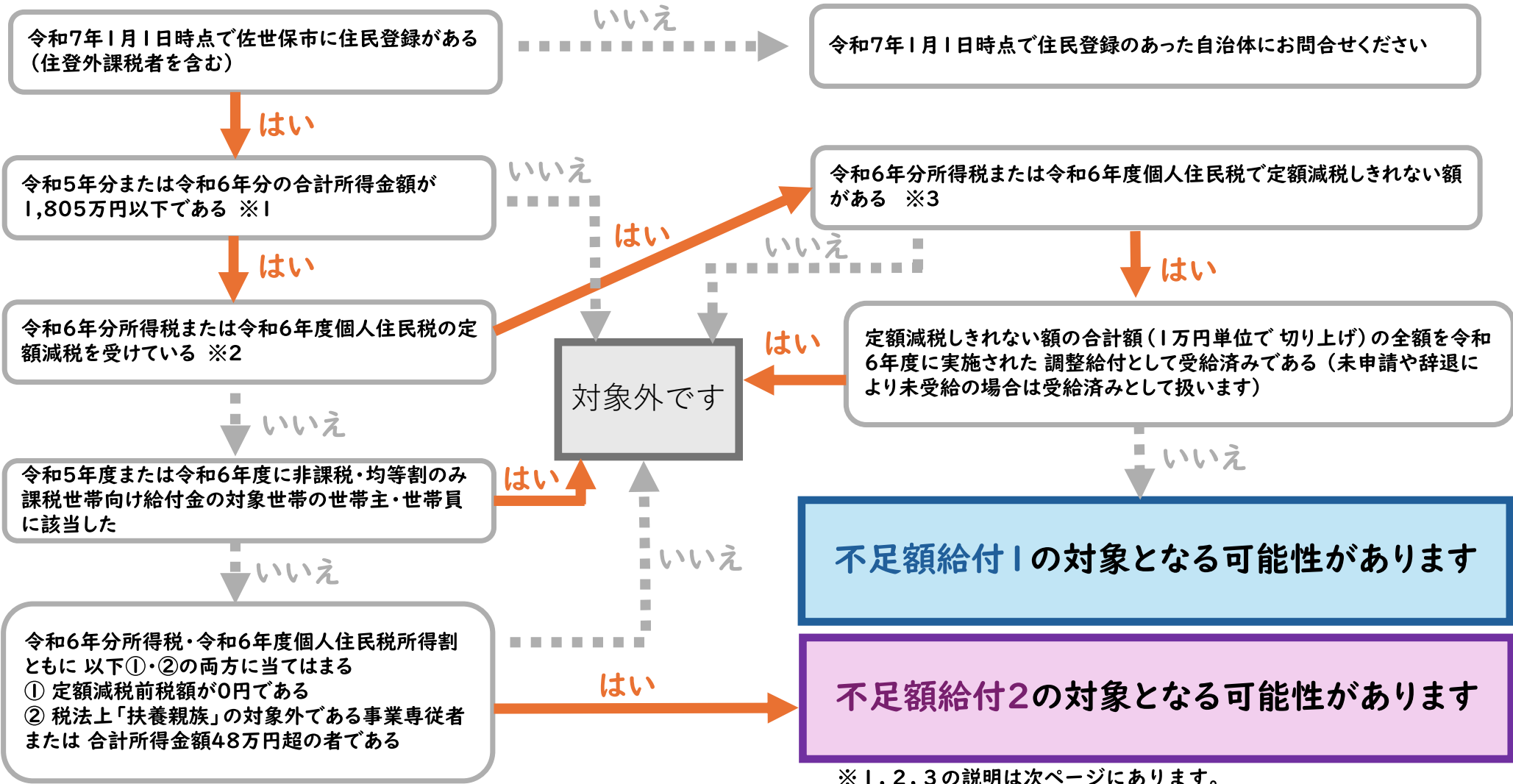


定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート



●補足説明

※1 「令和5年分または令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である」

定額減税の対象者は

- ・令和6年分所得税の納税者で、令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下の方
 - ・令和6年度分住民税所得割の納税者で、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下とされており、所得制限が設けられています。
- また、合計所得金額1,805万円以下は給与収入で2,000万円以下となります。

※2 「令和6年分所得税または令和6年度個人住民税の定額減税を受けている」

令和6年分所得税の納税者、令和6年度分住民税所得割の納税者で、定額減税を差し引く前の税額がある方が定額減税を受けているとなります。

※3 「令和6年分所得税または令和6年度個人住民税で定額減税しきれない額がある」

- ・令和6年分所得税で定額減税しきれない額とは

定額減税可能額(本人+同一生計配偶者+扶養親族)×3万円 > 令和6年分所得税(定額減税を差し引く前の税額がある場合)

- ・令和6年度個人住民税で定額減税しきれない額とは

定額減税可能額(本人+同一生計配偶者+扶養親族)×1万円 > 令和6年度分個人住民税所得割(定額減税を差し引く前の税額がある場合)

以上のように、定額減税可能額が税額より大きい場合に定額減税しきれない額があるとなります。

例) 3人世帯(本人、配偶者、子ども1人)の場合

(所得税) 定額減税可能額 9万円 令和6年分所得税(定額減税前) 5万円 ➡ 定額減税しきれない額 4万円

(住民税) 定額減税可能額 3万円 令和6年度分個人住民税所得割(定額減税前) 10万円 ➡ 定額減税しきれない額 なし